

計画策定年度 計画変更年度	令和5年度 令和6年度
計画主体	日南町 日野町 江府町

日野郡鳥獣被害防止計画

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

日南町 農林課
鳥取県日野郡日南町霞800番地
0859-82-1114
0859-82-1478
s0550@town.nichinan.lg.jp

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

日野町 産業振興課
鳥取県日野郡日野町根雨101
0859-72-2101
0859-72-1484
sangyou@town.hino.tottori.jp

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

江府町 産業建設課
鳥取県日野郡江府町大字江尾1717-1
0859-75-6610
0859-75-3455
k_sanken@town-kofu.jp

< 連絡先 >

担当部署名
所在地
電話番号
FAX番号
メールアドレス

日野郡鳥獣被害対策協議会
鳥取県日野郡日野町根雨140-1
0859-72-1399
0859-72-1399
hino-choju@sea.chukai.ne.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ニホンアナグマ、ホンドタヌキ、ハクビシン ヌートリア、アライグマ、アオサギ・ダイサギ（以下「サギ類」という） ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下「カラス類」という）、カワウ、ツキノワグマ テン、ニホンイタチ・シベリアイタチ（以下、「イタチ類」という）
計 画 期 間	令和5年度 ～ 令和7年度
対 象 地 域	日野郡（日南町、日野町、江府町）

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

指 標	地 域		被害の現状		
			品 目	面積(a)	被害額(千円)
イノシシ	日野郡			137	1507
	内 訳	日南町	水稻、畦畔の掘り起こし、野菜	86	953
		日野町	水稻、畦畔の掘り起こし	38	415
		江府町	水稻、畦畔の掘り起こし	13	139
ニホンジカ	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
ニホンザル	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
ニホンアナグマ	日野郡			1	23
	内 訳	日南町	スイートコーン	1	23
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
ホンドタヌキ	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
ハクビシン	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
ヌートリア	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
アライグマ	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
サギ類	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—

カラス類	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
カワウ	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
ツキノワグマ	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
テン	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—
イタチ類	日野郡			0	0
	内 訳	日南町	—	—	—
		日野町	—	—	—
		江府町	—	—	—

(2) 被害の傾向

○イノシシ

通年で被害が発生している。被害作物は水稻が主であり、そばや大豆、ジャガイモなどの被害も発生している。被害状況は水稻の食害及び踏付け被害が主であるが、畦畔や水路周辺部の掘り起こしによる被害も発生している。侵入防止柵の整備により、整備済の区域においては被害が減少している。しかし、侵入防止柵未整備の地域のほか、集落柵を整備した地域でも破損発見の遅れや見落としにより被害が継続している。

		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
日南町	被害額(千円)	6883	1872	3212	3569	953
	被害面積(a)	627	214	316	327	86
日野町	被害額(千円)	3593	1023	2504	1028	415
	被害面積(a)	327	93	228	94	38
江府町	被害額(千円)	2381	1172	1821	502	139
	被害面積(a)	208	107	166	46	13

○ニホンジカ

農業被害は現在、報告されていない。日野郡全体でスギ、ヒノキの樹皮剥ぎや草木の枝葉の食痕などの痕跡や目撃、声を聴く機会は増加傾向にある。今後、生息数のさらなる増加、農林業への被害増加が懸念される。

○ニホンザル

日南町、日野町では、はなれザルの目撃情報にとどまっている。
平成28年度頃から、数頭のニホンザルによる小規模な被害が江府町で断続的に発生した。令和2年度には人身被害も発生したが、令和3年度以降は被害が発生していない。

		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	68	14	2	58	—
	被害面積(a)	3	—	—	1	—

○ニホンアナグマ・ホンドタヌキ

トマトの食害およびビニルハウスの毀損、スイートコーンの食害が確認された。3町ともに家庭菜園の被害は継続しており、数値にできない被害は継続して発生している。

		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
日南町	被害額(千円)	89	89	152	1714	23
	被害面積(a)	1	1	2	43	1
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—

○ヌートリア

水稲、野菜の食害が断続的に発生している。

		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	6	—
	被害面積(a)	—	—	—	1	—
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	11	—	—
	被害面積(a)	—	—	1	—	—

○サギ類、カラス類

カラス類による田植え後の水稲の踏付け被害及び作付け直後の野菜苗、種子等の引抜き被害が発生している。また、サギ類の被害数値の把握は出来ていないが、日野川水系のアユ等の食害が発生している。

		平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度
日南町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
日野町	被害額(千円)	—	—	—	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—
江府町	被害額(千円)	—	—	3	—	—
	被害面積(a)	—	—	—	—	—

(3) 被害の軽減目標

現状より30%の軽減を目標とする。

指 標	地 域		現状値(令和3年度)		目標値(令和7年度)	
			面積(a)	被害額(千円)	面積(a)	被害額(千円)
イノシシ	日野郡		137	1507	95.9	1054.9
	内 訳	日南町	86	953	60.2	667.1
		日野町	38	415	26.6	290.5
		江府町	13	139	9.1	97.3
ニホンジカ	日野郡		0	0	0	0
	内 訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
ニホンザル	日野郡		0	0	0	0
	内 訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
ニホンアナグマ	日野郡		1	23	0.7	16.1
	内 訳	日南町	1	23	0.7	16.1
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
ホンドタヌキ	日野郡		0	0	0	0
	内 訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0

ハクビシン	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
ヌートリア	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
アライグマ	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
サギ類	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
カラス類	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
カワウ	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
ツキノワグマ	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
テン	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
イタチ類	日野郡		0	0	0	0
	内訳	日南町	0	0	0	0
		日野町	0	0	0	0
		江府町	0	0	0	0
合計	日野郡		138	1530	96.6	1071
	内訳	日南町	87	976	60.9	683.2
		日野町	38	415	26.6	290.5
		江府町	13	139	9.1	97.3

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	【捕獲体制】 ○各町共通： 町が委託した有害鳥獣捕獲員が捕獲を実施している。 【捕獲機材の導入】 ○各町共通： 日野郡鳥獣被害対策協議会が捕獲機材(箱わな)を購入し、各町に貸出している。各町は有害鳥獣捕獲員に貸出し、管理している。 【捕獲従事者の確保】 ○各町共通： 狩猟免許保持者の増加に向け、県の新規狩猟者参入促進補助金の周知を行っている。	【捕獲体制】 ○各町共通： ・イノシシについては、捕獲効率を高めるため、効果的に捕獲できる場所への移動や適切な管理方法を周知する。 ・ニホンジカについては、今後さらなる増加が予測されるので、捕獲の担い手の確保、捕獲体制の構築、捕獲個体の処理方法について検討が必要である。また奥山での捕獲が中心となるため、罠無線機の導入を進めている。

侵入防止柵の設置に関する取組	【侵入防止柵の設置・管理】 ○各町共通： ・国庫事業等を活用し、集落単位での侵入防止柵の設置を推奨している。事業活用にあたっては、日野郡鳥獣被害対策実施隊によるイノシシ対策の基本研修を受講すること、侵入防止柵の施工指導を受けることを原則としている。 ・その他事業に関わらず、設置指導や管理指導については日野郡鳥獣被害対策実施隊が随時行っている。 ○日南町： 単町・レンタル電気柵 ○江府町： 単町・レンタル電気柵	【侵入防止柵の設置・管理】 ○各町共通： ・農家の高齢化が著しい小規模集落においては、設置及び管理に係る労力が大きな負担となっている。また、防止柵の管理年数が14年と長期的な管理を求められることで取組みを断念する集落も多く、今後は普及進捗が鈍化していく見込みである。 ・設置に係る負担軽減のため、ワイヤーメッシュ柵は国事業の対象となる範囲で軽量なものを取り入れる。
生息環境管理その他の取組	【生息環境管理】 ○各町共通： 農地周辺での収穫残渣などの廃棄や果樹の放任が、野生動物を近寄らせる原因となることを研修会等で指導し、コンポストの利用や竹林除去、放任果樹の伐採などを促してきた。 【その他の取組】 ○各町共通： ・動物追払い用煙火消費保安講習会の開催(年2回) ・集落座談会や農地関連説明会等での鳥獣対策指導(随時) ○江府町： 出前相談窓口の設置(月1回)	【生息環境管理】 ○各町共通： 近年、ツキノワグマの痕跡が増えてきていることから、民家近くの放任果樹や通学路わきの草藪の除去が必要になると考えている。

(5) 今後の取組方針

日野郡鳥獣被害対策協議会	実施隊により次のとおり活動を実施する。 ○被害等に対し、迅速な現地調査を行い、加害動物および侵入経路の特定を行い、有害鳥獣の生態・行動特性等の防止対策に必要な情報の提供及び効果的な対策の指導を行う。また定期パトロールにより被害状況の情報収集を行い、被害拡大防止を図る。 ○国庫事業、県事業を用いて侵入防止柵を設置する場合は、住民間の合意形成促進や効果を最大限発揮できるよう、日野郡鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策基本研修を必須としている。また計画策定時から住民と共に現地確認を行い、細部まで設計し、設置の際には設置前研修や現地指導を行い、侵入防止柵の効果が最大限発揮できるよう努める。 ○闇雲な捕獲ではなく、加害個体を捕獲するために、被害農地近かつ地域住民の安全を確保した捕獲を実施する必要がある。そのため捕獲資材は箱わなとし、当協議会から貸し出しを行うと共に、その運用方法や新規有害鳥獣捕獲員への指導を行い、効率的かつ効果的な捕獲を推進する。 ○現在の有害鳥獣捕獲員が高齢化していることに加えて、新規の者も高齢化しており、将来的に有害鳥獣捕獲員が減少すると予測している。また、ニホンジカの生息数が増加しており、奥山での捕獲が必要になってきている。そのため、少数の捕獲者で捕獲効率を高める必要があり、ICT技術を積極的に導入し、少人数での効率的な捕獲が可能になるよう体制づくりを図る。 ○地域住民に対して、追い払い用煙火の講習会及び被害対策の研修会等を実施し、鳥獣被害防止活動の取組みを推進する。また、地域の生涯学習や児童を対象とした食育・環境教育等を通じて、野生動物の生態、かわり方を啓発し、野生動物と人間が共生できる地域づくりを目指す。
---------------------	--

	○ 鳥獣被害対策における人員の不足を補えるような鳥獣被害対策を通じた都市農村交流や農学連携などを関係機関と企画する。
日野郡各町	○ 集落単位での住民参加型被害対策を進める。広域的に侵入防止柵と箱わな等の捕獲用具との一体的な整備・管理運用を進め、効果的な防護を図る。 ○ 中山間地域等直接支払制度等を活用して、集落単位による侵入防止柵の設置及び設置後の維持管理に努めていく。 ○ 獣類は捕獲許可を受けた有害鳥獣捕獲員による捕獲活動を行う。 ○ 鳥類は捕獲許可を受けた有害鳥獣捕獲員による追払い及び捕獲活動を行う。 ○ 捕獲活動への支援や猟期の有害捕獲を推進し、捕獲活動の強化を図る。 ○ 追払い活動への支援を行い、追払い体制の維持を図る。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○ 有害鳥獣捕獲員は前年度狩猟登録をしたものに限り、町が委託する。 ○ 日野郡鳥獣被害対策協議会は各町を経由し、有害鳥獣捕獲員へ箱わな等の捕獲資材の貸与を行う。 ○ 日野郡鳥獣被害対策実施隊は直接的に捕獲は行わないが、有害鳥獣捕獲員の不足した地域や緊急を要する捕獲の際には、捕獲の補助(箱わなの運搬、維持管理)を行う。捕獲檻の設置、止刺しは有害鳥獣捕獲員が行う。				
【令和4年度狩猟登録者構成状況（令和4年10月現在）】				
		第1種銃猟のみ登録	ワナ猟のみ登録	第1種銃猟・ワナ猟登録
日野郡		3人	91人	29人
内訳	日南町	1人	47人	16人
	日野町	2人	23人	10人
	江府町	0人	21人	3人

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度 から 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンアナグマ ホンダヌキ ハクビシン ヌートリア	・ イノシシ用箱わなの購入(令和5年度に各町50基の配備が完了予定) ・ イノシシ用箱わなについては従前の使用状況確認に加え、捕獲指導も併せて実施する。 ・ 農地周辺でのイノシシの捕獲は現行体制で進めるが、生息数が増加してきたニホンジカの奥山捕獲については新たな体制を構築する必要がある。具体的には、現行の技術指導を中心とした実施隊から国が推進するような捕獲を中心とした実施隊に作り変える、実施隊内に指導班と捕獲班を設ける、捕獲を行う公益法人を設立するなどが考え得るが、県、町、森林組合など関係機関がより連携を強めながら、効率的かつ持続的に捕獲できる体制を検討している。 ・ ニホンジカ捕獲のため、長距離無線(LPWA)を用いた罠無線機を導入し、見回り確認の負担軽減を実証する。 ・ 各町10基ずつ配備した中型獣用箱わなを活用し、中型獣による被害の拡大を防ぐ緊急的な捕獲を実施する。 ・ 外来生物については防除実施計画に基づき捕獲を実施する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

○イノシシ

イノシシの生息数は年内でも変動が大きく、気象条件及び環境条件によっても変動が大きいため、生息数推定が困難である。

しかしながら、イノシシによる被害は、農業被害額の約7割を占めており、加えて令和4年度野生イノシシにおける豚熱が本県でも確認され、今後周辺地域の養豚場への感染リスクが増大する可能性がある。そのため、猟期も含めた積極的捕獲が必要になると考えられる。目標捕獲頭数は侵入防止柵と捕獲用具の一体的な管理運用による効率的な捕獲を行うことで、猟期も含め年間1,600頭とする。

○ニホンジカ

令和2年度に鳥取県が行った日野郡ニホンジカ生息状況等の調査において、生息数は増加しているが、比較的低密度の状況であり、捕獲対策には膨大な労力を消耗することになり、防護対策を優先的に行っていく必要があることが示されている。よって防護対策を最優先課題と設定している。

しかしながら捕獲も併せて進めないことには、生息数の増加も生息密度の上昇も抑制できないため、捕獲にも注力する必要がある。膨大な労力を消耗しないよう、ニホンジカの目撃の多い地点や皆伐再造林地などから優先的に集中捕獲を実施し、捕獲数の単純増加ではなく、コントロールされた区域別捕獲を目指したいと考えており、これらの体制の構築が喫緊の課題である。

捕獲については、これまで同様の集落近縁での捕獲とともに、皆伐再造林地周辺の奥山捕獲を推進し、捕獲強化を図るので捕獲計画数は360頭とする。

年度別捕獲実績数及び捕獲計画数

指 標	地域	捕獲実績数					捕獲計画数		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	日野郡	727頭	1150頭	1591頭	700頭	610頭	1600頭	1600頭	1600頭
	内 訳	日南町	369頭	678頭	865頭	410頭	350頭	800頭	800頭
		日野町	231頭	233頭	369頭	175頭	143頭	400頭	400頭
		江府町	127頭	239頭	357頭	115頭	117頭	400頭	400頭
ニホンジカ	日野郡	54頭	55頭	112頭	165頭	164頭	360頭	360頭	360頭
	内 訳	日南町	11頭	12頭	21頭	33頭	26頭	120頭	120頭
		日野町	35頭	23頭	46頭	50頭	50頭	120頭	120頭
		江府町	8頭	20頭	45頭	82頭	88頭	120頭	120頭

備考：令和4年度は令和4年12月末現在の捕獲頭数。

捕獲等の取組内容

- ・捕獲手段：箱わな、くくりわな及び銃器を基本とする。
- ・実施予定時期：通年

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

—

(4) 許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
—	—

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	地域		整 備 内 容		
			令和5年度	令和6年度	令和7年度
イノシシ	日野郡		ワイヤーメッシュ柵等 14,000m 電気柵 6,200m	ワイヤーメッシュ柵等 14,000m 電気柵 5,200m	ワイヤーメッシュ柵等 15,000m 電気柵 5,200m
	内 訳	日南町	ワイヤーメッシュ柵等 12,000m 電気柵 3,200m	ワイヤーメッシュ柵等 12,000m 電気柵 3,200m	ワイヤーメッシュ柵等 12,000m 電気柵 3,200m
		日野町	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m 電気柵 2,000m	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m 電気柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m 電気柵 1,000m
		江府町	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m 電気柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等 1,000m 電気柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵等 2,000m 電気柵 1,000m
ニホンジカ	日野郡		現在、ニホンジカによる農業被害は発生していないが、農地近縁での目撃が報告されている。今後、状況に合わせてイノシシ用の侵入防止柵の機能を向上させ、ニホンジカにも対応できるよう整備を進める計画をしているが、具体的な設置距離等は未定である。		

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和5年度 から 令和7年度	イノシシ	○以下について、今後も継続して実施していく。 ・イノシシの侵入防止柵については、雪解け後の点検はもちろんのこと、年に複数回の総点検を行うように、日野郡鳥獣被害対策実施隊が指導してきた。また侵入防止柵を林内に設置したり、集落を大きく囲んだりすると見回り点検の労力が大きくなり、点検・管理が行き届かなくなることが多いため、平成27年頃から農地周囲に設置することで普段の農作業に併せて点検ができるように変更し、省力化を図っている。 ・侵入を許した場合、すぐに点検を行うことはもちろんのこと、侵入箇所が判然としない場合は、日野郡鳥獣被害対策実施隊による点検を行い、問題個所の発見と対応について指導している。 ・経年劣化等による大規模補修が必要な場合、雪解け後から田植えまでの期間中に日野郡鳥獣被害対策実施隊による補修計画の立案と指導を行っている。 ・町報やケーブルテレビなどの媒体を通じて、正しい柵の設置・点検管理について普及を行っている。 ○ワイヤーメッシュ柵は耐用年数が14年となっているが、設置場所等によっては経年劣化が著しくなるため、平成30年ごろからメッキ加工に仕様変更し、維持管理にかかるコストの削減を図っている。今後は国の基準同等以上の機能を有した柵や地際対策の支柱・留め具を導入し、初期設置時の強度をさらに向上させ、点検管理の省力化を図る予定である。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

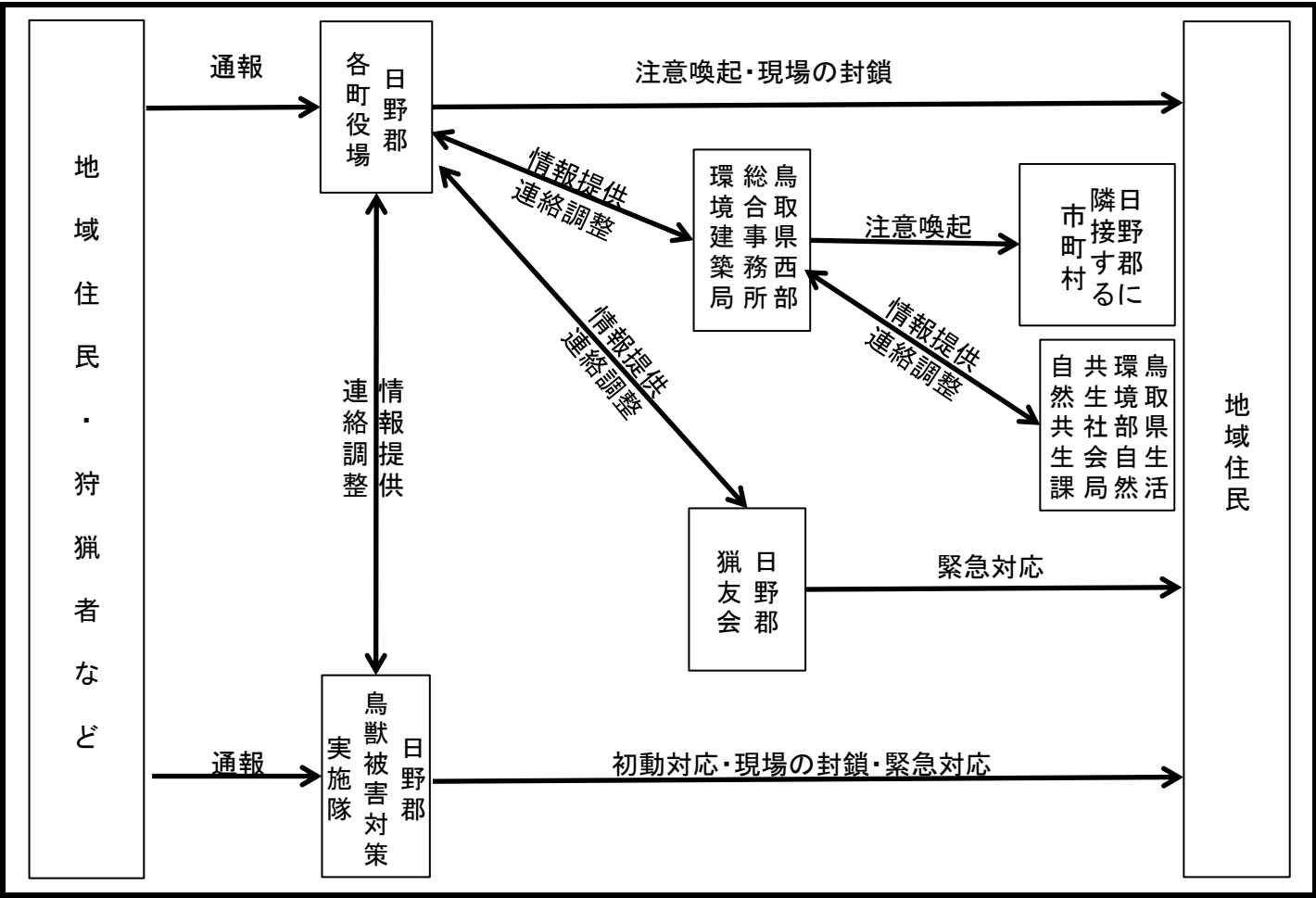
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度 から 令和7年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ニホンアナグマ ヌートリア アライグマ サギ類 カラス類 カワウ ツキノワグマ テン、イタチ類	○以下について、今後も継続して実施していく。 ・侵入防止柵の適切な維持・管理の指導 ・農作物残さ、生ゴミ等、放任果樹の除去指導 ・追い払い用煙火講習会の開催 ・集落座談会や農地関連説明会等での講習

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役 割
日 南 町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の封鎖、防災無線による注意喚起
日 野 町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の封鎖、防災無線による注意喚起
江 府 町	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の封鎖、防災無線による注意喚起
鳥取県西部総合事務所環境建築局	各関係機関との連絡・調整、情報提供、隣接市町村への注意喚起
日野郡鳥獣被害対策協議会(実施隊)	各関係機関との連絡・調整、情報提供、現場の初動対応、現場の封鎖、緊急対応
日野郡猟友会	各関係機関との連絡・調整、情報提供、緊急対応

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲後の鳥獣は、現在捕獲者により埋設等の処理がされている。捕獲者の労力減少のため、焼却施設の活用や減容化施設の導入を検討する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食肉販売、食品加工、皮革の利活用について、協議会で推進は行っていない。事業者が利用推進を図る場合は、状況に応じて国事業等での支援を検討する。	
食品	捕獲者による自家消費。 日野郡内に食肉処理施設(個人)2施設、(任意団体)1施設があり、それぞれが食肉販売を行っている。
ペットフード	—
皮革	—
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのとけ給餌、学術研究等)	—

(2) 処理加工施設の取組

(日南町) 日南町猟友会員で捕獲したイノシシ、シカ等を食肉加工し、町内外の食品取扱店、飲食店に出荷している。 (江府町) 江府町、日野町で捕獲したイノシシ、シカ等を食肉加工し、町内外の食品取扱店、飲食店に出荷している。
--

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

(日南町) 日南町猟友会員の高齢化も進んでいるため、若い人へ解体技術等の継承を図っていく。 (江府町) 町内食肉処理施設へ地域おこし協力隊を派遣し、解体技術等の継承の図っている。
--

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

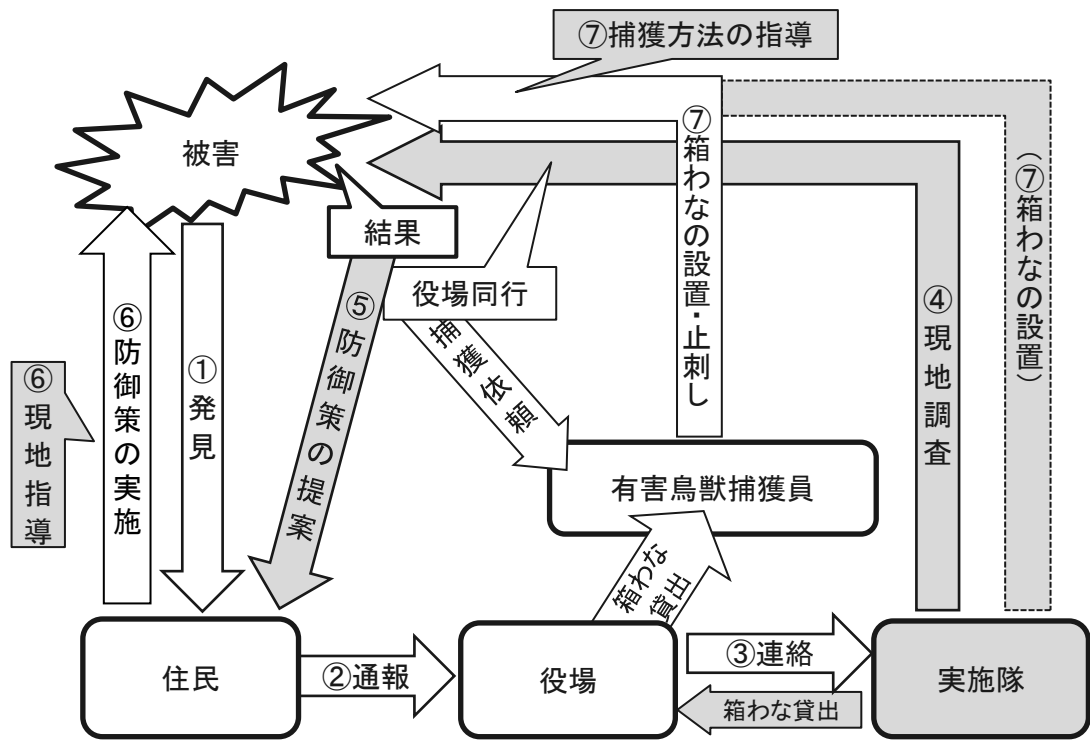
協議会の名称 : 日野郡鳥獣被害対策協議会	
構成機関の名称	役割
日南町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
日野町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
江府町	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営
鳥取西部農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供、農業者への防除対策の啓発等
鳥取県農業共済組合西部支所	有害鳥獣関連情報の提供等
日野郡猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、捕獲技術指導等
日南町森林組合	有害鳥獣関連情報の提供等
鳥取日野森林組合	有害鳥獣関連情報の提供等
日南町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
日野町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
江府町農業委員会	有害鳥獣関連情報の提供等
鳥取県西部総合事務所環境建築局	鳥獣の保護、狩猟に関する情報提供及び指導等
鳥取県西部総合事務所日野振興センター	有害鳥獣の捕獲、防除対策の支援等、事務局として協議会運営

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
鳥取県生活環境部自然共生社会局自然共生課	鳥獣の保護、狩猟に関する情報提供及び指導等
鳥取県農林水産部鳥獣対策センター	有害鳥獣被害対策の情報提供及び技術支援等
日野郡各町猟友会	有害鳥獣関連情報の提供、有害鳥獣の捕獲

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

- 日野郡鳥獣被害対策協議会は3町から任命された隊員で構成する実施隊（チーフ1名、隊員3名）を設置し、広域的に対策に取り組む。取組としては、次のとおりである。
- 被害等に対し、迅速な現地調査を行い、加害動物および侵入経路の特定を行い、有害鳥獣の生態・行動特性等の防止対策に必要な情報の提供及び効果的な対策の指導を行う。また定期パトロールにより被害状況の情報収集を行い、被害拡大防止を図る。
 - 国庫事業、県事業を用いて侵入防止柵を設置する場合は、住民間の合意形成促進や効果を最大限発揮できるよう、日野郡鳥獣被害対策実施隊による鳥獣被害対策基本研修を必須としている。また計画策定時から住民と共に現地確認を行い、細部まで設計し、設置の際には設置前研修や現地指導を行い、侵入防止柵の効果が最大限発揮できるよう努める。
 - 闇雲な捕獲ではなく加害個体を捕獲するために、被害農地近くかつ地域住民の安全を確保した捕獲を実施する必要がある。そのため捕獲資材は箱わなとし、当協議会から貸し出を行うと共に、その運用方法や新規有害鳥獣捕獲員への指導を行い、効率的かつ効果的な捕獲を推進する。
 - 現在の有害鳥獣捕獲員が高齢化していることに加えて、新規の者も高齢化しており、将来的に有害鳥獣捕獲員が減少すると予測している。また、ニホンジカの生息数が増加しており、奥山での捕獲が必要になってきている。そのため、少数の捕獲者で捕獲効率を高める必要があり、ICT技術を積極的に導入し、少人数での効率的な捕獲が可能になるよう体制づくりを図る。
 - 地域住民に対して、追い払い用煙火の講習会及び被害対策の研修会等を実施し、鳥獣被害防止活動の取組みを推進する。また、地域の生涯学習や児童を対象とした食育・環境教育等を通じて、野生動物の生態、かかわり方を啓発し、野生動物と人間が共生できる地域づくりを目指す。
 - ニホンジカの生息状況調査(定点撮影による観測、糞塊密度調査)を継続し、日野郡内の詳細な情報を蓄積する。また事前調査、捕獲、事後調査を一体的に行い、捕獲の効果も併せて調査する。ニホンジカ対策は鳥取県と協力して推進していくこととする。
 - 実施隊員を被害対策の指導者および有害鳥獣捕獲員となるよう、活動及び研修会等を通じ育成する。
 - 鳥獣被害対策における人員の不足を補えるような鳥獣被害対策を通じた都市農村交流や農学連携などを関係機関と企画する。
 - 被害発生時の実施隊の役割について(下図の 部が実施隊)



(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

日野郡3町の持続可能な地域づくり、持続可能な開発目標にとって、豊かな自然による生態系サービスは不可欠である。今後、ニホンジカの増加は生態系サービスを劣化させることが懸念されている。

ニホンジカ対策については、被害防除と共に個体数管理が必要であり、これまでのイノシシ対策のような専守防衛では対応しきれない。そのため、個体数管理に係る専門捕獲者が求められる。

現行の日野郡鳥獣被害対策実施隊は捕獲を行わない体制なので、現状では対応できない。

狩猟免許所持者は増加しており、有害鳥獣捕獲に参加する者も増えている。しかし近年の狩猟免許取得者は、ほぼ60歳以上であり、イノシシの有害鳥獣捕獲をしたい農家であるため、罠の設置・見回り・捕獲個体の搬出など負担の大きいニホンジカの奥山捕獲をしたい者ではない。

銃の所持者については減少していること、現状はニホンジカの生息密度は他地域ほど高くはないことから、罠による捕獲が当面の捕獲手法と考えているが、前述の理由から奥山捕獲の専門捕獲者の確保は難航することが予測される。

そのため、現状の有害捕獲員からの選出だけではなく、林業の枠組みの一つに捕獲も加えたり、これまでの日野郡鳥獣被害対策実施隊員のように地域おこし協力隊制度を活用した外部人材の取り込みなど、新たな人材の発掘、確保、そして新たな捕獲体制の構築が喫緊の課題である。

また現状の有害鳥獣捕獲において、罠にかかった個体の捕殺(止刺し)時の安全確保や捕獲個体の処分方法について課題となっている。

罠にかかった大型動物の場合、ワイヤーやロープをかけて不動化する方法があるが、罠へのかかり具合や体重、環境等によっては安全性に欠けるため、銃による止刺しを行う必要がある。銃の所持者が減少していくと、銃による止刺しがさらに困難になる。そのため専門捕獲者には郡内の有害鳥獣捕獲における止刺し補助にも携わる必要があると考えている。

捕獲個体の処分については、埋設処理を行っているが、高齢化に伴う負担の増大が訴えられている。また地域おこし協力隊など移住してきた捕獲者の場合、土地を所有しておらず、埋設場所の確保が難しい。今後の捕獲体制の構築には、郡内の民間食肉処理施設を活用することはもちろんのこと、焼却施設や減容化施設等の処分施設が必須であると考えている。

農地周辺でのイノシシ捕獲、奥山でのニホンジカ捕獲のいずれにおいても、止刺し、運搬、食肉処理または減容化、捕獲個体の確認といった一連の作業が、より効率的かつ効果的に進むようアプリケーションの導入または開発をあわせて検討していく。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生イノシシの豚熱(CSF)が県内で発生したことから、「豚熱まん延防止のための野生イノシシの捕獲強化の方針」により、捕獲強化を進めるとともに、捕獲者に対して、靴底や車両への消毒の実施徹底などを注意喚起していくことで感染拡大防止を図る。